

岩見沢市栗沢市民センター条例施行規則及び岩見沢市美流渡コミュニティ
センター条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

岩見沢市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和6年条例第24号）
により義務教育学校である岩見沢市立くりさわ学舎が令和7年4月1日に設
置されることに伴い、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

両規則の使用料の免除に係る規定中、小学校及び中学校とともに「義務教
育学校」を規定する。

第3 施行期日

令和7年4月1日

岩見沢市規則第 8 号

岩見沢市栗沢市民センター条例施行規則及び岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 14 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市栗沢市民センター条例施行規則及び岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

(岩見沢市栗沢市民センター条例施行規則の一部改正)

第 1 条 岩見沢市栗沢市民センター条例施行規則（令和 2 年規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

第 2 条 岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例施行規則（平成 18 年規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号中「小中学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。